

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十二号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二十六条の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、退職手当等(所得税法第九十九条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。)又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

第二十九条中「(所得税法第九十九条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。)」を削る。

第三十二条の五第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第三十二条の五第三項中「知事は」の下に「、第二項の規定によるほか」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、前項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させることができる。

第三十二条の七中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条

の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「損かい」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十二条の九第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条の十一の二第三項中「第三項並びに」を削る。

第三十二条の十一の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「第三十二条の九第三項」を「第三十二条の九第二項」に改める。

附則第六条の二第二項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第二十八条を削り、附則第二十九条を附則第二十八条とする。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(令和三年埼玉県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一項の改正規定中「第二十六条の六第一項中」の下に「扶養親族(」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県税条例第三十二条の五、第三十二条の七、第三十二条の九、第三十二条の十一の二及び第三十二条の十一の三の改正規定並びに附則第五項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第二十六条の六第一項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の埼玉県税条例(附則第四項において「改正前の条例」という。)第二十六条の六第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例附則第六条の二第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。

以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における改正前の条例附則第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される改正前の条例附則第六条の二第二項の規定による控除については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 附則第一項ただし書に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、同項ただし書に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。